

エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型) 米国の利上げについて

6月13-14日に開催された米連邦公開市場委員会(以下、「FOMC」)会合後の声明で、政策金利であるフェデラルファンド(以下、「FF」)レートの誘導目標を「0.75%~1.00%」から「1.00%~1.25%」に引き上げたことが発表されました。今回のFOMCの結果を受けて、投資先ファンドの運用会社ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー(以下、「ブルーベイ」)のコメントをもとにレポートを作成しましたのでご覧ください。

<運用会社からのコメント(2017年6月15日現在)>

米国の利上げの新興国債券市場への影響

米連邦準備制度理事会(以下、「FRB」)は、FOMCにおいて、FFレート誘導目標を0.25%引き上げ、1.00%~1.25%のレンジとしました。一方、FFレートの見通しについては、前回会合から概ね変更はありませんでした。

市場参加者の注目が集まったのは、米消費者物価指数の低下や、小売売上高の下落といった経済指標面であり、FRBが利上げを実施し、長期国債等の保有残高の縮小も発表したにもかかわらず、**米国国債利回りは前日比で低下(価格は上昇)しました。**

そのため、**現地通貨建てエマージング債券市場も落ち着いた動きとなり、今回の利上げが当ファンドに与えた影響は限定的でした。**

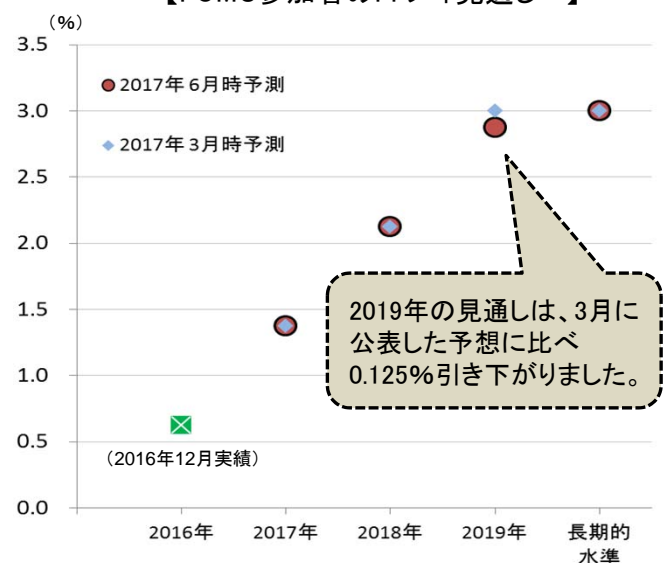
今後の米国金利と新興国債券市場の見通し

今後の利上げの程度は、FOMCの予想に近いものになると考えています。また、利上げのエマージング債券への影響は、以下の点などから軽微と考えます。

- ① 市場への影響を最低限に抑えたいFRBの意向
- ② 米国の利上げの悪影響(資本流出等)を避けるための構造改革の実行
- ③ エマージング経済の回復基調の強まり

多くの先進国中央銀行は、引き続き緩和的な姿勢をとっており、投資家の高利回り資産への需要は衰えていません。そのため、**相対的な金利水準が高く、ファンダメンタルズに改善が見られるエマージング市場、特に現地通貨建て債市場への資金の流れは今後も継続する**と考えています。

【FOMC参加者のFFレート見通し*1】



*1 FOMC参加者の政策金利予想の中央値

出所:FRBのデータを基に新生インベストメント・マネジメントにて作成

【今後の利上げ回数*2】

	現在	2017年	2018年	2019年
FFレート見通し	1.125%	1.375%	2.125%	2.875%
利上げの回数	---	1	3	3

*2 1回の利上げの幅を0.25%と仮定し、年間で予想される変化幅を除いて、利上げの回数を算出。2017年は6月以降の利上げの回数

出所:FRBのデータを基に新生インベストメント・マネジメントにて作成

今後の運用方針

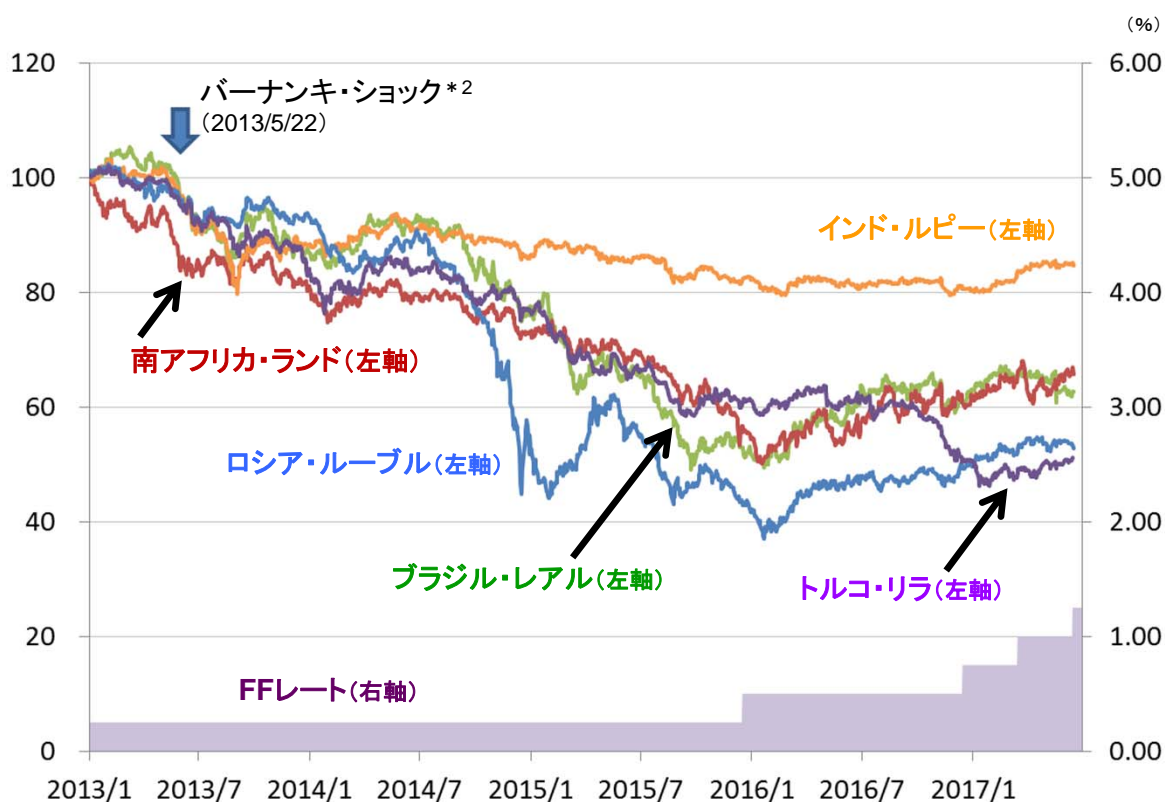
ブラジルなどでリスク・イベント(投資のリスクとなる出来事)が相次いでいるにも関わらず、エマージング債券市場が堅調に推移しているため、市場の価格変動性(ボラティリティ)も引き続き低位に留まると考えられます。また、ファンダメンタルズの改善などにより、エマージング債券への資金流入も続くと考えています。

したがって、エマージング国における良好な投資環境のもと、引き続きエマージング債券への投資比率を高めた運用を行っていく方針です。

一方、エマージング通貨においては、米国の政治リスクが高いと考え、トランプ氏がエマージング市場に与える影響を注視しながら、経済見通しをもとに機動的な運用を行う方針です。

【主な新興国通貨*1と米国FFレートの推移】

(2013/1/1~2017/6/15、日次)



*1 各新興国通貨の対米ドルレートをもとに、2013年1月1日を100として指数化したグラフ

*2 2013年5月22日にバーナンキFRB議長(当時)が量的緩和の縮小を示唆した事から、市場参加者が米国の金融緩和局面の終了を意識し、米国金利の上昇や新興国通貨の下落などの金融市場の混乱を招いた経済イベント。

出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

作成日：2017年6月19日

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

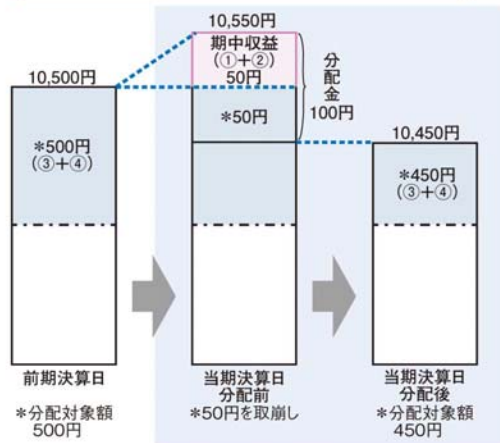
投資信託で分配金が支払われるイメージ



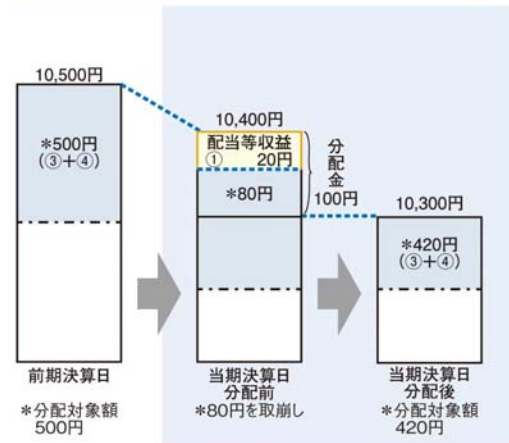
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金…個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までで、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限とします
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ● ルクセンブルグの銀行休業日 ● ロンドンの銀行休業日 ● ニューヨークの銀行休業日

作成日：2017年6月19日

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

●お客さまが直接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

購入時手数料	購入価額に3.78%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

●お客さまが信託財産で間接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用管理費用・年率 (信託報酬)	1.188% (1.10%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が ファンドから支払われます。
	(委託会社)	0.3996% (0.37%)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	0.7560% (0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	0.0324% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする 投資信託証券・年率	0.80%	投資運用等の対価です。
	実質的な負担・年率	1.988%程度(税込)	
その他の費用・ 手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する 費用	監査に係る手数料等(年額105万円(上限)および消費税) です。 当該費用が日々計上されファンドから監査法人に支払 われます。
		信託事務の処理に要 する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上されファンドから支払われます。た だし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込) を上限とします。
	投資先ファンド	組入 有価証券等の 売買の際に 発生する取引 手数料	組入 有価証券等の 売買の際、 発注先証券 会社等に 支払う 手数料等 です。
		保管報酬、 事務代行 報酬、登録 および名義 書替代行 報酬等	保管および 事務代行なら びに資産管 理等に対する 対価です。 投資先 ファンドの 純資産総額 に対して年 率0.30%を 上限と します。
	運営および 一般管理費	法律顧問 報酬、監査 報酬、法定 書類の作成 費、ルクセン ブルグ税等	

※ その他の費用手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することはできません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

作成日:2017年6月19日

【委託会社、その他関係法人】

委託会社 新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)
03-6880-6448(受付時間:営業日の午前9時~17時)
ホームページアドレス:http://www.shinsei-investment.com/
登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 株式会社りそな銀行(信託財産の管理等)
販売会社 (募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2017年6月19日現在)

金融商品取引業者名(五十音順)	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
SMBC日興証券株式会社 (「ダイレクトコース」及び「投信つみたてプラン」 でのお取扱いとなります。)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○		
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○		
株式会社八千代銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		

【投資リスク】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《主な基準価額の変動要因》**1. 価格変動リスク(金利変動リスク)**

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引しなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起こりやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

5. その他

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

●投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

ご留意いただきたい事項

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保障するものではありません。
- ファンドは、実質的に株式など値動きのある資産（また外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、市場環境等により基準価額は変動します。したがって元金保証および利回り保証のいずれもなく、運用実績によっては投資元本を割込むおそれがあります。
- ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。
- お申込みの際には、あらかじめまたは同時に投資信託説明書（交付目論見書）をお受取りいただき、必ず内容をご理解のうえ、お客様ご自身でご判断ください。
- 投資信託は預金や保険とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、元本や利回りの保証はありません。
- 販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用（信託報酬）等がかかります。